

第1回 檜原市補助金等検討委員会 レジюме

1. 補助金等の定義

補助金等とは、市が団体等に交付する補助金、交付金及び負担金等（補助金的性格を持ったものも広く含む）のこと。地方自治法第 232 条の 2 の条項には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これに基づき、「檜原市補助金等交付規則」資料 2 を制定するとともに、必要に応じ補助金に係る要綱を定め、補助金事務を実施している。

2. 当初予算・決算額の推移

(単位：千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
当初予算額	1,070,012	1,340,478	1,195,521	1,147,252	1,034,594
決算額	766,592	920,819	988,424	819,866	—

3. 檜原市の課題

- ①長期にわたる特定の団体への補助
- ②一部を除き、補助の終期または見直し時期が設定できていない
- ③補助率の適切な設定ができていない
- ④一部の補助対象団体の事務局業務を市職員が担っている 等

4. これまでの取り組み

H24 年度 「特定の団体等に対する補助金等交付要綱」の整備資料 3

H27 年度 補助開始から長期間経過しているもの（10年間）の見直し

H30 年度 「補助金等取扱基準」の改正資料 4 「檜原市補助金等交付規則」（資料 2）の一部改正

R 3 年度 令和 4 年度予算編成において任意的経費について令和 3 年度比で約 21%程度削減

3年に1回の見直し：上記 R3 年度の削減

「補助金等見直しチェックシート」：毎年補助金等の必要性や公共性を精査。補助金の担当課が回答。

（参考：令和 4 年度分調査時）

153 の補助金のうち、公益性、公平性、有効性の評価について、「高い」・「やや高い」・「やや低い」「低い」から選択
⇒うち「やや低い」もしくは「低い」と評価したものは、

・公益性：19 件（12.4%） ・公平性：6 件（4.0%） ・有効性：8 件（5.3%）

5. 検討委員会立ち上げに至った経緯

- ・課題が山積しているが、職員による見直しでは限界がある
- ・今後の基準作りに外部の方の意見を賜りたい
- ・その他補助金の在り方について幅広い意見を賜りたい

6. 検討委員会に求めるもの

(委員会) 補助金等の在り方や、基準等の見直しの方向性について提言

↓

(事務局) 提言に基づいたガイドラインを作成

7. 補助金等一覧表の見方

【現行の分類】

①運営補助	市が公益性の高い事業を実施していると認める団体等について、その運営に必要な基礎的経費又は団体等の維持・存続を目的とする経費に対する補助のこと。 例) 事務局事務費(人件費・事務所賃料・機器リース代・光熱水費等)、総会等の会議費等
②事業補助	市が公益上必要と認める特定の事業活動に要する経費に対する補助のこと。 例) 施策補助、公益事業補助、行事・イベント・大会等補助、奨励的補助、個人給付金等
③混在型補助	① 運営補助と②事業補助が混在している補助金のこと。

【検討委員会に向けて分類】現行の分類とは別に追加

団体育成	公益性を認める団体の運営経費の一部を補助
事業経費の負担軽減	公益性を認める事業に対し、経費の負担軽減を目的として一部を補助
制度的補助金	国や県などの補助金制度に基づき補助
助成金	事業の普及促進や経済的支援のため、補助金を交付
委託的	行政の代行的または補完的に実施されている事業に、その対価として補助金を交付
その他	上記のいずれにも該当しないもの(協定によるもの、補償金等)